

富山県青少年健全育成条例施行規則

〔昭和52年3月29日〕  
〔富山県規則第21号〕

改正 昭和59年5月29日 規則第28号  
改正 昭和60年2月12日 規則第4号  
改正 平成4年4月30日 規則第35号  
改正 平成6年3月31日 規則第15号  
改正 平成8年5月15日 規則第29号  
改正 平成11年3月26日 規則第4号  
改正 平成11年3月31日 規則第11号  
改正 平成14年1月18日 規則第2号  
改正 平成17年3月4日 規則第2号  
改正 平成19年3月30日 規則第21号  
改正 平成31年3月15日 規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県青少年健全育成条例（昭和52年富山県条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(興行場における掲示)

第2条 条例第8条第2項の規定による掲示は、様式第1号によるものとする。

(有害図書等とみなされる図書等の内容)

第3条 条例第9条第2項第1号の規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの
  - ア 大たい部を開いた姿態
  - イ 陰部、でん部又は女性の胸部を誇示し、又は露出した姿態
  - ウ 男女間の愛ぶの姿態
  - エ 自慰の姿態
  - オ 排せつの姿態
  - カ 緊縛の姿態
- (2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
  - ア 男女間の性交又はこれを連想させる行為

イ 強かんその他のりよう辱行為

ウ 同性間の性行為

エ 変態性欲に基づく性行為

2 条例第9条第2項第2号の規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

（区分陳列の方法）

第4条 条例第9条第4項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかに該当する方法とする。

- (1) 間仕切り等により仕切られ、かつ、その内部を他から容易に見通すことができない場所に、有害図書等をまとめて陳列すること。
- (2) 有害図書等以外のものを陳列する棚の外周から60センチメートル以上離れた場所に設けられた棚に、有害図書等をまとめて陳列すること。
- (3) 有害図書等を陳列しようとする棚の各棚板の前面と直交する鉛直面上に、当該棚板の前面から10センチメートル以上張り出した仕切り板（透視できない材質のものに限る。以下同じ。）を設け、仕切り板と仕切り板との間に有害図書等をまとめて陳列すること。
- (4) 床面から150センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにして有害図書等をまとめて陳列すること。
- (5) 有害図書等を、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧することができない状態にしてまとめて陳列すること。

（有害がん具類とみなされる特定がん具類の形状等）

第5条 条例第11条第2項の規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性器の形状又はこれに類似する形状を有するもの
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するもの
- (3) 全裸又は半裸の人形（膨張させることにより人形となるものを含む。）

（図書等又は特定がん具類の自動販売機の設置等の届出等）

第6条 条例第13条第1項の規定による設置の届出は、図書等（特定がん具類）自動販売機設置届出書（様式第2号）によるものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 図書等又は特定がん具類の販売を業とする者の住民票の写し（法人にあつては、その法人の登記事項証明書）

- (2) 自動販売機管理者の住民票の写し
  - (3) 自動販売機管理者となることを承諾していることを証する書類
  - (4) 自動販売機の設置場所付近の見取図
  - (5) 自動販売機の設置場所の提供者が自動販売機の設置を承諾していることを証する書類
- 3 条例第13条第2項の規定による変更の届出は、図書等（特定がん具類）自動販売機届出事項変更届出書（様式第3号）によるものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項の変更にあつては、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。
- (1) 図書等又は特定がん具類の販売を業とする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更 前項第1号に掲げる書類
  - (2) 自動販売機管理者の氏名及び住所の変更 前項第2号及び第3号に掲げる書類
  - (3) 自動販売機の設置場所の変更 前項第4号に掲げる書類
  - (4) 自動販売機の設置場所の提供者の変更 前項第5号に掲げる書類
- 4 条例第13条第3項の規定による廃止の届出は、図書等（特定がん具類）自動販売機廃止届出書（様式第4号）によるものとする。
- 5 条例第13条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による表示は、様式第5号によるものとする。

（利用カード販売業に係る届出事項）

第7条 条例第14条の2第1項第4号の規則で定める事項は、店舗型電話異性紹介営業（条例第3条第8号に規定する店舗型電話異性紹介営業をいう。）に係る利用カードの販売にあつては販売する利用カードにより役務の提供を受けることができる当該営業に係る営業所の名称及び所在地とし、無店舗型電話異性紹介営業（条例第3条第8号に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。）に係る利用カードの販売にあつては販売する利用カードにより役務の提供を受けることができる当該営業を示すものとして使用する呼称とする。

（利用カード販売業に係る届出等）

第8条 条例第14条の2第1項の規定による利用カード販売業の届出は、利用カード販売業届出書（様式第6号）によるものとする。

- 2 前項の届出書には、利用カード販売業を営む者の住民票の写し（法人にあつては、その法人の登記事項証明書）を添付するものとする。
- 3 条例第14条の2第2項の規定による変更の届出は、利用カード販売業届出事項変更届出書（様式第7号）によるものとする。この場合において、利用カード販売業を営む者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の

所在地)の変更にあつては、前項に規定する書類を添付するものとする。

4 条例第14条の2第3項の規定による廃止の届出は、利用カード販売業廃止届出書(様式第8号)によるものとする。

(深夜営業施設における掲示)

第9条 条例第18条の2第2項の規定による掲示は、様式第9号によるものとする。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項)

第10条 条例第18条の4第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 青少年が携帯電話端末等からインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。
- (2) 保護者が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするとき、又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、条例第18条の4第2項に規定する正当な理由が必要であること。

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等)

第11条 条例第18条の4第2項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときの規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
- (2) 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかつており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
- (3) 保護者がその保護する青少年の携帯電話インターネット接続役務(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。)の利用状況を適切に把握する等により、当該青少年が青少年有害情報の閲覧をすることがないようにすること。

(4) 前3号に準ずる正当な理由

2 条例第18条の4第2項に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときの規則で定める正当な理由は、保護者が自己の責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることとする。

3 条例第18条の4第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申出年月日
- (2) 保護者の氏名、住所及び電話番号

(公表の方法)

第12条 条例第18条の4第5項の規定による公表は、次に掲げる事項について、富山県報

への登載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項  
（意見陳述の機会の付与の方式）

第13条 条例第18条の4第6項の規定による意見を述べる機会の付与（第3項において「意見陳述の機会の付与」という。）は、知事が口頭であることを認めたときを除き、陳述書の提出によるものとする。

- 2 意見を述べるときは、証拠書類等を提出することができる。
- 3 知事は、勧告を受けた者に対し意見陳述の機会の付与を行うときは、陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、当該勧告を受けた者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
  - (1) 予定される公表の内容及び根拠となる条例の条項
  - (2) 公表の原因となる事実
  - (3) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）
- 4 知事は、前項の通知を受けた者又はその代理人が正当な理由なく陳述書の提出期限内に陳述書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかつたときは、条例第18条の4第5項の規定による公表をすることができる。

（身分証明書）

第14条 条例第21条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第10号）によるものとする。

附 則

この規則は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則（昭和59年規則第28号）

この規則は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則（昭和60年規則第4号）

この規則は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則（平成4年規則第35号）

この規則は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第15号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第29号）

この規則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成11年規則第11号）

この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第2号）

この規則は、富山県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（平成13年富山県条例第57号）の施行の日から施行する。（施行の日＝平成14年4月1日）

附 則（平成17年規則第2号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成19年規則第21号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正前の富山県青少年保護育成条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成31年規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第9号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の富山県青少年健全育成条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

←————— 40センチメートル以上 —————→
ただ今の興行は、富山県青少年健全育成条例により青少年に有害な興 行として指定されましたので18歳未満の方の入場をお断りします。
※

備考 縦書にしても差し支えないものとする。

※ ～ 20センチメートル以上

様式第2号（第6条関係）

図書等（特定がん具類）自動販売機設置届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住所  
氏名 印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
その名称及び代表者の氏名）  
電話番号

図書等（特定がん具類）の自動販売機を設置するので、富山県青少年健全育成条例第13条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

図書等(特定がん具類)の販売を業とする者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 電話番号
自動販売機管理者	住所 氏名 電話番号
設置場所	市 町 村 番地 郡 方
自動販売機の設置場所の提供者	住所 氏名 電話番号
設置予定年月日	年 月 日
販売する図書等(特定がん具類)の種類	雑誌 ・ 写真集 ・ ビデオテープ その他(具体的に )
自動販売機の名称、型式及び製造番号	名称 型式 製造番号

備考 届出者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。



様式第3号（第6条関係）

図書等（特定がん具類）自動販売機届出事項変更届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住所  
氏名 印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
その名称及び代表者の氏名）  
電話番号

図書等（特定がん具類）自動販売機の届出事項を変更したので、富山県青少年健全育成条例第13条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

設置届出番号	—		
自動販売機の設置場所	市 郡	町 村	番地 方
変更事項			
変更内容	新		
	旧		
届出事項の変更年月日	年 月 日		

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第4号（第6条関係）

図書等（特定がん具類）自動販売機廃止届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住所  
氏名 印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
その名称及び代表者の氏名）  
電話番号

図書等（特定がん具類）自動販売機の設置を廃止したので、富山県青少年健全育成条例第13条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

設置届出番号	—		
自動販売機の 設置場所	市 郡	町 村	番地 方
設置の廃止 年 月 日	年	月	日

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第5号（第6条関係）

※1	
この表示は、富山県青少年健全育成条例により定められたものです。	
設置届出番号	
図書等（特定がん具類）の 販売を業と する者	住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 電話番号
自動販売機 管 理 者	住 所 氏 名 電話番号
設 置 場 所	
自動販売機の 名称、型式及 び製造番号	名称 型式 製造番号
※2	

※1 15センチメートル

※2 12センチメートル

様式第6号（第8条関係）

利用カード販売業届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住所  
氏名 印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
その名称及び代表者の氏名）  
電話番号

利用カード販売業を営むので、富山県青少年健全育成条例第14条の2第1項の規定により次のとおり届け出ます。

利用カード販売業を営む者	住所 氏名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名） 電話番号
利用カードを販売する場所の名称	
利用カードを販売する場所の所在地及び電話番号	所在地 電話番号
販売する利用カードにより役務の提供を受けることができる営業所の名称及び所在地又は営業を示すものとして使用する呼称	名称又は呼称  所在地
営業開始予定年 月 日	年 月 日

備考

- 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載すること。
- 2 届出者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第7号（第8条関係）

利用カード販売業届出事項変更届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住所  
氏名 印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
その名称及び代表者の氏名）  
電話番号

利用カード販売業の届出事項に変更があつたので、富山県青少年健全育成条例第14条の2第2項の規定により次のとおり届け出ます。

販売業の届出番号	—	
利用カードを販売する場所の名称		
変更事項		
変更内容	新	
	旧	
届出事項の変更年月日	年 月 日	

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第8号（第8条関係）

利用カード販売業廃止届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住所  
氏名 印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
その名称及び代表者の氏名）  
電話番号

利用カード販売業を廃止したので、富山県青少年健全育成条例第14条の2第3項の規定により次のとおり届け出ます。

販売業の届出番号	—
利用カードを販売する場所の名称	
利用カードを販売する場所の所在地	
営業の廃止年月日	年 月 日

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第9号（第9条関係）

40センチメートル以上
富山県青少年健全育成条例により、午後11時から午前4時までの間は 18歳未満の方の入場をお断りいたします。
※

備考 縦書にしても差し支えないものとする。

※ ～ 20センチメートル以上

様式第10号（第14条関係）

(表)

※1		第 号
写 真	身 分 証 明 書	
	所 属 職氏名	
		( 年 月 日生)
上記の者は、富山県青少年健全育成条例第21条第1項の規定による立入調査等を行う権限を有する者であることを証明する。		
	年 月 日	
	富山県知事	印

※2

※1 ～ 9センチメートル

※2 ～ 6センチメートル

(裏)

富山県青少年健全育成条例抜すい (報告徴収及び立入調査)
第21条 知事は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、必要な事項の報告を求め、又は当該職員にこれらの者の営業所その他の場所に立ち入り、調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。
(1) 興行者
(2) 図書等取扱業者
(3) 広告物の広告主又は管理者
(4) 特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者
(5) 利用カードの販売を業とする者
(6) 第18条の2第1項各号に掲げる施設において営業を営む者
(7) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等
2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による報告徴収及び立入調査は、必要最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。
4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。